

西東京市告示第51号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を固定資産税の納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

西東京市長 池澤隆史

記

1 縦覧の場所

西東京市南町五丁目6番13号 西東京市役所田無庁舎4階
西東京市市民部資産税課

2 縦覧の期間

令和8年4月1日から同年6月1日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで